令和８年度

“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動

実　施　要　綱

◎　実施期間等

令和８年４月１日（水）～令和９年３月３１日（水）

重点期間～７・８月、１１月

◎　運動の基本方針

・　学校、家庭、地域が連携し、みんなでいじめ・非行を許さない社会づくりを進めていこう。

・　いじめを受けて悩んでいるこどもたちが相談しやすい環境をつくっていこう。

◎　主　　催

山形県・山形県教育委員会・山形県警察

各市町村・各市町村教育委員会

山形県青少年育成県民会議

◎　主　　管

山形県青少年育成県民会議

◎　共　　催

【学校関係】 〇山形県市町村教育委員会協議会 〇山形県連合小学校長会 〇山形県中学校長会 〇山形県高等学校長会 〇山形県特別支援学校長会 〇山形県私立中学高等学校協会	【学校関係】 〇（一社）山形県専修学校各種学校協会 〇（公社）山形県私立幼稚園・認定こども園協会 〇山形県保育協議会 〇山形県社会教育連絡協議会 〇山形県ＰＴＡ連合会

【学校関係】 〇山形県高等学校ＰＴＡ連合会 〇山形県私立中学高等学校ＰＴＡ連合会 〇山形県特別支援学校ＰＴＡ連合会 【青少年健全育成関係】 〇各地区・地方青少年育成連絡協議会 〇各青少年育成市町村民会議 〇各市町村青少年育成推進員連絡協議会 〇山形県青少年育成アドバイザー協議会 〇山形県子ども会育成連合会 〇（特非）みらい子育てネット山形 〇山形県児童館等連絡協議会 〇（公社）山形県防犯協会連合会 〇山形県少年補導員連絡会 〇国際ソロプチミスト山形 〇山形県スポーツ少年団 〇ボーイスカウト山形県連盟 〇ガールスカウト山形県連盟 【関係団体等】 〇（福）山形県社会福祉協議会 〇各市町村社会福祉協議会 〇山形県民生委員児童委員協議会 〇山形県婦人連盟	【関係団体等】 〇（一社）山形県老人クラブ連合会 〇山形県保護司会連合会 〇ライオンズクラブ国際協会332－Ｅ地区 〇山形経済同友会 〇山形県商工会議所連合会 〇山形県商工会連合会 〇山形県小売酒販組合連合会 〇山形県たばこ販売協同組合 〇山形県書店商業組合 〇（一社）山形県経営者協会 〇（公社）日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会 〇（一社）山形県ｅスポーツ協会 〇（株）山形新聞社 〇山形放送（株） 〇（株）山形テレビ 〇（株）テレビユー山形 〇（株）さくらんぼテレビジョン 〇（株）エフエム山形 〇（株）荘内日報社 〇（株）ダイバーシティメディア 〇ＮＣＶ（株）ニューメディア 〇鶴岡市ケーブルテレビジョン

第１　目　　的

いじめ・非行は、山形県の次代を担うこどもたちの健全な育成を妨げるものであり、その防止・根絶に向けては、学校・家庭・地域が連携して「いじめ・非行を許さない・見逃さない」ことを徹底していく必要がある。

また、デジタル機器の普及に伴い、インターネットを介したいじめや犯罪被害、薬物乱用、いわゆる「闇バイト」など、多様で複雑な問題への対応が求められている。

このため、県、教育機関、警察及び青少年健全育成関係団体などが一体となり、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開することにより、こどもたちが率先して運動に取り組むとともに、その取組みを大人も共有・共感し、具体的な行動を取ることにつなげていく。

さらに、これまでの取組みを踏まえ、本運動に対する県民の理解を深めるとともに、地域の機運を高め、より一層の運動推進を図っていく。

第２　運動の推進方法等

７・８月（青少年の被害・非行防止全国強調月間、〝明るいやまがた〟夏の安全県民運動と連携）及び１１月（秋のこどもまんなか月間と連携）を“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動重点期間と定め、山形県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）及び各地区・地方青少年育成連絡協議会（以下「地区協議会」という。）の主導のもと、全ての市町村において、いじめ・非行をなくすための環境づくり、街頭活動、啓発活動など地域の実情に応じた運動を展開する。

また、同期間を啓発重点期間とし、市町村の取組みや活動状況について、様々な広報媒体を活用し、強力にＰＲする。

１　推進体制の確立

地区協議会及び各青少年育成市町村民会議等（以下「市町村民会議」という。）を推進機関とし、推進機関は、総合支庁、市町村、教育関係機関、警察署、青少年健全育成関係団体との連携のもと、運動推進のための会議を早期に開催し、地域における“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の推進体制を確立する。

県民会議は、推進機関・関係団体等に対し、取組みの基本的な方向性を示し、密接に連携・協力を行い、県全体の推進体制を確立する。

２　実施計画の策定

推進機関は、本運動の推進責任者を定めて、それぞれの地域または組織の実情に即した具体的な実施計画を早期に策定し、本運動の推進を図る。

なお、地区協議会は、管内の広域的な活動に関わる具体的な実施計画を策定するものとする。

３　関係団体への協力依頼

推進機関は、青少年行政担当、学校・ＰＴＡ関係、警察署等の活動実践者と連携して、関係団体に対し、実施計画に基づいた運動への協力を依頼する。

４　広報活動の推進

推進機関は、効果的な広報媒体を活用し、本運動の趣旨、内容等を広く県民に周知するとともに、運動への参加・実践を呼びかける。

第３　主要事業

１　県民運動の展開

（１）小中学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とする運動の展開

【いじめ防止標語の募集】

県民会議及び県教育委員会は、関係機関と連携を図りながら、全県的ないじめ防止標語を募集し、運動を促進する。

地区協議会は、教育事務所及び市町村教育委員会と連携し、各学校の児童生徒を対象にいじめ防止に向けた標語を募集し、審査のうえ優秀標語を選抜する。

県民会議は、選抜された優秀標語について、様々な機会や広報媒体を活用してＰＲする。

（２）高等学校の生徒を対象とする運動の展開

【高校生徒会等によるスローガン・ポスターデザインの作成】

県民会議及び県教育委員会等は、全高等学校の生徒会等を中心として、いじめ・非行防止のスローガンやいじめ防止ポスターデザインの作成を呼びかけ、運

動の周知・啓発を図る。

県民会議は、ポスターデザインについて、優秀作品を選定するとともに、各地区優秀標語を掲載したポスターを作成し、様々な機会を活用してＰＲする。

（３）地域における運動の展開

推進機関は、各地域の実施計画に基づき、街頭及び学校での啓発活動やいじめ・非行防止のための講習会・懇談会の開催、こどもたちも参加する各種行事の開催等、地域の実情に応じた取組みを幅広く展開する。

（４）児童・生徒と地域の大人の対話会の開催

県民会議及び県教育委員会等は、各地域で開催される「児童・生徒と地域の大人の対話会」に、児童生徒が積極的に参加できるよう働きかける。

地区協議会は、管内の市町村民会議や各学校と連携のもと、児童生徒と地域の大人が対話をする機会を設けて、いじめ・非行防止対策を推進する。

（５）「いじめ・非行防止セミナー」の開催

県民会議は、青少年の健全育成に取り組む地域の実践者同士が、優良事例の共有化を図りながら「いじめ・非行防止」のあり方を改めて考え、これまでの活動に対する気付きを得るとともに、今後の活動に向けた課題解決に結びつけるために、「いじめ・非行防止セミナー」を開催する。

（６）インターネット利用に関する研修会の開催

県民会議は、青少年健全育成ボランティアや学校関係者等の指導者を対象に、こどもたちのインターネット利用環境、インターネットに起因した被害等の現状やその防止策等を学ぶ機会を設け、安全で安心な利用環境づくりを推進する。

（７）県内民間企業等と連携した啓発活動

県民会議は、県内民間企業等と連携し、広報活動を実施する。

２　山形県青少年健全育成県民大会の開催

青少年の健全育成に携わる行政・各種団体が集い、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の一層の推進を確認するとともに、県民会議は、県民会議表彰並びに優秀標語及びポスターデザインの表彰を実施する。

３　各種広報媒体・グッズによる啓発活動

県民運動の広報誌である「見守る目・育む芽」（市町村（原則隣組回覧）、県民運動共催団体を中心に配布。年２回作成。）において、県民運動の目的、実施内容について広報し、県民への周知を図る。

また、音源を使用した広報車やのぼり旗、シンボルマークの缶バッジ、啓発マグネットシート、横断幕等の啓発媒体を最大限利活用し、地域における普及啓発を一層強化する。

第４　主要推進事項

運　動　の　基　本　方　針	
・　学校、家庭、地域が連携し、みんなでいじめ・非行を許さない社会づくりを進めていこう。 ・　いじめを受けて悩んでいるこどもたちが相談しやすい環境をつくっていこう。	
推進区分	推　　進　　事　　項
学　校	①　互いの人権と多様性を尊重する学校文化を醸成し、児童生徒が安心して生活できる環境を整えよう。 ②　日頃から児童生徒の変化に目を配り、相談しやすい環境を整え、いじめの未然防止に努めよう。 ③　毎日の授業や様々な体験活動を通して、児童生徒同士の心の結びつきを深め、豊かな人間関係をつくっていこう。 ④　児童生徒、保護者に対するアンケート調査や面談を確実に行い、いじめの早期発見・早期対応に努めよう。 ⑤　いじめを認知した場合には、組織的に、かつ、迅速に対応するとともに、家庭・関係機関との適切な連携のもと、早期解消に努めよう。 ⑥　学校と地域・警察が連携して行う「非行防止教室」等により、児童生徒の正義感を醸成し、いじめ・非行を見過ごさない姿勢を育てよう。 ⑦　児童生徒がインターネットを介したいじめや犯罪に巻き込まれないよう、デジタル機器の適切な利用方法とデジタルタトゥー（ネット上に残る履歴）などの危険性を教えよう。 ⑧　違法薬物に関する正しい知識の啓発と、薬物乱用防止の運動を推進しよう。
家　庭	①　いじめは悪いことであり、人として絶対に許されない行為であることを教え、親子でいじめや非行防止について話し合い、十分に理解を深めよう。また、いじめの兆候を把握した場合は、速やかに学校や警察に連絡・相談しよう。 ②　家族とのコミュニケーションの時間を増やし、こどもの学校生活や、こどもの変化の有無を把握しよう。 ③　地域のこどもにも、自分のこどもと同じように声をかけ見守ろう。 ④　親子で、こども会や地域活動、ボランティア活動等に参加し、多くの人と交流しよう。 ⑤　デジタル機器を適切に利用するため、家庭でのルールづくりやフィルタリング設定など、ペアレンタルコントロール（保護者による管理）を実施しよう。
地　域	①　地域ボランティアの街頭活動等を通して、「あいさつ・見守り運動」を行い、地域でこどもを見守り育てよう。 ②　大人の無関心をなくし、いつ・どこで・どのように起きるかをみんなで話し合い、いじめからこどもを守ろう。 ③　こどもたちが集まりやすい場所や通学路でいじめを見たら、見て見ぬふりせずきちんと注意し、暴力等の犯罪行為は、毅然と対処しよう。 ④　こどもに地域行事やボランティア活動に積極的に参加させ、役割を持たせることにより、こどもを社会の一員に育てよう。

第５　実施計画、実施結果の報告

本運動の実施計画及び実施結果は、同じく青少年健全育成県民運動として展開する、令和８年度「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の各報告にあわせて記載し、報告するものとする。